

いざというときのために…… /

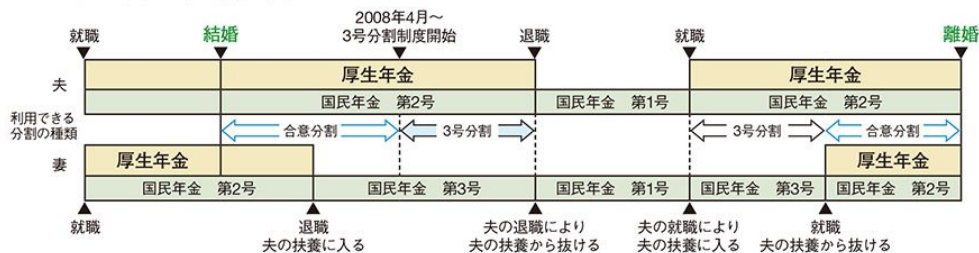
## 【離婚時の年金分割 知っておきたいポイント】

- Point1** 年金分割とは、婚姻期間中の厚生年金の記録を夫婦間で分割すること
- Point2** 離婚分割手続きの期限は、原則として離婚した日の翌日から2年
- Point3** 年金分割は2種類(夫と妻は逆のケースもある)

**3号分割** ←妻の届け出だけで半分に分割(2008年4月以降に納めた保険料の分)  
 2008年4月以降に夫婦の一方が国民年金の第3号被保険者だった期間(厚生年金に加入する配偶者の扶養に入って、第3号被保険者の届け出をした期間)は、厚生年金加入者の記録の2分の1を届け出のみで相手(第3号被保険者だった人)に分割する。

**合意分割** ←共働き期間は分割の割合の合意が必要  
 3号分割対象期間以外の婚姻期間が合意分割の対象。たとえば、次のような期間。  
 ・夫婦ともに厚生年金に加入していた期間  
 ・夫(妻)が厚生年金に加入し、妻(夫)は自営業等の収入があって国民年金の第1号被保険者だった期間  
 ・2008年3月以前に夫婦のどちらかが第3号被保険者だった期間

例:2種類の年金分割を図で表すと……



- Point4** 年金分割のための「情報通知書」請求は、年金事務所へ  
 ・離婚前に、夫婦どちらかが請求したら、請求者のみに交付  
 ・離婚後に、夫婦どちらかが請求したら、それぞれに交付

## たとえば、妻のほうが収入が少ない場合…… / 【合意分割の按分割合のイメージ】

婚姻期間の厚生年金の標準報酬月額(給与相当額)と標準賞与額(賞与相当額)を合計し、多い側から少ない側へ年金分割するとき、分割を受ける人の持ち分を表したものが「按分割合」。按分割合の上限は50%。合意がまとまらない場合は、裁判所が定める。

例:共働き夫婦が按分割合50%で分割したイメージ  
 標準報酬月額と標準賞与額の合計を「標準報酬合計額」という。下図の%は、婚姻期間中の夫婦あわせた標準報酬合計額に対する割合。



## その他のさまざまなケース

**年金分割後の年金受け取り・再婚・死亡、事実婚など**  
 年金分割後の年金記録に基づく老齢厚生年金は、生年月日に応じた年金支給開始年齢から支給される。年金分割後に再婚しても、元配偶者が死亡しても、年金記録が元に戻ることはない。なお、事実婚の場合や障害厚生年金を受けている場合などは、上記と取り扱いが異なるため、実際の年金分割については、年金事務所などへ相談を。



# 離婚したときの年金

**綾子** 離婚を考えている姉から、年金を分割すれば、夫の年金の半分をもらえると言いました。年金の分割とは、どういふことでしょうか?  
**先生** 離婚時の年金分割は「厚生年金の年金記録を分割すること」です。たとえば、ずっと専業主婦だった妻でも離婚して、夫の厚生年金の記録を分割されると、老齢厚生年金を受けられます。  
**綾子** 働いた経験がなくても、老齢厚生年金をもらえることがあるのですね。では、姉のように夫婦とも会社員の場合はどうなるのですか?  
**先生** 婚姻期間中の夫婦の厚生年金の記録の合計の2分の1を上限に、按分割合を話し合いなどで決めます。  
**綾子** 手続き期限はありますか?  
**先生** 離婚した日の翌日から、2年以内です。

**綾子** 離婚後でないと、何もできないのでしょうか?  
**先生** 按分割合を決めるために、分割対象の年金記録の情報を請求できます。離婚前に夫婦どちらかが請求した場合は、請求者のみに情報が提供されます。  
**綾子** 按分割合は、必ず話し合いで決めなければいけないのでしょうか?  
**先生** 年金分割は「3号分割」と「合意分割」の2種類があって、3号分割は按分割合の合意が不要です。  
**綾子** どちらの分割かは、自分で選べるのですか?  
**先生** 3号分割の対象は、2008年4月以降の婚姻期間のうち、夫が厚生年金に加入し、妻がその扶養に入っている期間です。では2種類の制度について整理しておきましょう。

相談者  
 綾子(38歳)  
 パート勤務、夫の扶養に入っている

横山玲子  
 (よこやま れいこ)  
 社会保険労務士  
 横山玲子社会保険労務士事務所  
 代表。ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>  
 Twitterアカウント @mayokor